2024年12月6日
中国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第１項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2025年１月の検針日から2025年４月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）１（２）ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で、別表(燃料費調整）２に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

（１）別表(燃料費調整）１（２）ロ(ホ)に定める2025年１月の検針日から2025年３月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯、公衆街路灯Ａおよび農事用電灯		
電　　灯		
10ワットまでの１灯につき	9.71	0.88
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	19.42	1.77
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	38.84	3.53
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	58.26	5.30
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	97.10	8.83
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	48.55	4.41

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの １機器につき	29.00	2.64
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの １機器につき	58.01	5.27
100ボルトアンペアをこえる １機器につき50ボルトアンペア までごとに	29.00	2.64
(ﾛ) 臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.78	0.07
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	1.57	0.14
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	1.57	0.14
総容量が500ボルトアンペア をこえ１キロボルトアンペア までの場合	15.65	1.42
総容量が１キロボルトアンペア をこえ３キロボルトアンペア までの場合１キロボルトアンペ アまでごとに	15.65	1.42

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	16.45	1.50
契約電力 0.5 キロワットの場合１日につき	8.23	0.75
(ニ) 農事用電力Ｂ(脱穀調整用電力)		
１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	4.11	0.37
１キロワット	8.22	0.75
２キロワット	16.45	1.50
３キロワット	24.67	2.24
４キロワット	32.89	2.99
５キロワット	41.11	3.74
(ホ) 農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
契約電力１キロワット１日につき	29.61	2.69
契約電力 0.5 キロワットの場合１日につき	14.81	1.35
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂ、公衆街路灯Ｂおよび農事用電灯（従量電灯Ａの料金を 10 パーセント割増しして適用する場合）		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	37.50	3.41
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	2.50	0.23
(ロ) (イ)以外の場合		
１キロワット時につき	2.50	0.23

（２）別表（燃料費調整）１（２）ロ(ホ)に定める 2025 年３月の検針日から 2025 年４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
(ｲ) 定額電灯、公衆街路灯Ａおよび農事用電灯		
電　　灯		
10ワットまでの１灯につき	5.05	0.46
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	10.10	0.92
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	20.20	1.84
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	30.30	2.75
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	50.49	4.59
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	25.25	2.30

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの １機器につき	15.08	1.37
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの １機器につき	30.16	2.74
100ボルトアンペアをこえる １機器につき50ボルトアンペア までごとに	15.08	1.37
(ﾛ) 臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.41	0.04
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	0.81	0.07
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.81	0.07
総容量が500ボルトアンペア をこえ１キロボルトアンペア までの場合	8.14	0.74
総容量が１キロボルトアンペア をこえ３キロボルトアンペア までの場合１キロボルトアンペ アまでごとに	8.14	0.74

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	8.55	0.78
契約電力 0.5 キロワットの場合１日につき	4.28	0.39
(ニ) 農事用電力Ｂ(脱穀調整用電力)		
１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	2.14	0.19
１キロワット	4.28	0.39
２キロワット	8.55	0.78
３キロワット	12.83	1.17
４キロワット	17.10	1.55
５キロワット	21.38	1.94
(ホ) 農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
契約電力１キロワット１日につき	15.39	1.40
契約電力 0.5 キロワットの場合１日につき	7.70	0.70
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂ、公衆街路灯Ｂおよび農事用電灯（従量電灯Ａの料金を 10 パーセント割増しして適用する場合）		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	19.50	1.77
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	1.30	0.12
(ロ) (イ)以外の場合		
１キロワット時につき	1.30	0.12

（３）別表（燃料費調整）２に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(ｲ) 定額電灯、公衆街路灯Ａおよび農事用電灯		
電　　灯		
10ワットまでの１灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	4.123	0.375

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	4.926	0.448
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.463	0.224
(ﾛ) 臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.133	0.012
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.133	0.012
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1.329	0.121
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1.329	0.121

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ハ) 臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	1.397	0.127
(ニ) 農事用電力Ｂ(脱穀調整用電力)		
１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.349	0.032
１キロワット	0.699	0.064
２キロワット	1.397	0.127
３キロワット	2.094	0.190
４キロワット	2.793	0.254
５キロワット	3.491	0.317
(ホ) 農事用電力Ｃ(育苗・栽培需要)		
契約電力１キロワット１日につき	2.515	0.229
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂ、公衆街路灯Ｂおよび農事用電灯（従量電灯Ａの料金を 10 パーセント割増しして適用する場合）		
最低料金		
１契約につき最初の15キロワット時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる１キロワット時につき	0.212	0.019
(ロ) (イ)以外の場合		
１キロワット時につき	0.212	0.019